

令和5年度  
平塚市市民活動推進補助金

プレゼンテーション

平塚市協働推進課  
令和5年3月11日

## プレゼンテーションスケジュール

●開催日:令和5年3月11日(土)

●会場:崇善公民館 ホール1・2

時間	内容
13:30	<b>プレゼンテーション開会</b>
13:35	<b>プレゼンテーション</b> ・申請団体による発表は5分以内、審査委員との質疑は3分以内(質問に関する回答は1分以内程度)とします。 <b>【入門コース】</b> ①13:35～ サードプレイスもゆらに <b>【発展コース】</b> ①13:50～ NPO 法人しえんのまなび舎 ①14:05～ ママぎゅっと ②14:20～ NPO 法人湘南平塚きさわ里地里山ラボ ③14:35～ ひばり野のなかま達
14:50	<b>閉会</b>

## 申請団体一覧

● 入門コース(1団体)

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	サードプレイスもゆらに	フリースクールを検討している子どもたちの居場所作りとその活動のサポート	9万	P2
		合 計	9万	

● 発展コース(4団体)

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	NPO法人しえんのまなび舎	手から手へ優しさと温かさを広げる和やかな支援	17万	P10
2	ママぎゅっと	平塚子育てポータルサイト「söpöひらつか」作成	20万	P25
3	NPO法人湘南平塚きさわ里地里山ラボ	農作業学習農園事業(草刈作業)	39万	P33
4	ひばり野のなかま達	ちいき・子ども食堂及び学習支援	14万	P52
		合 計	90万	

受付番号	入門コース1
受付月日	令和5年1月19日

令和5年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) サードプレイスモユラニ			
	サードプレイスもゆらに			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	柿崎 真美子			
④ 設立年月	2021 年 8 月		(法人格取得年月 年 月)	
⑤ ホームページ	http://comfier.wixsite.com/moyura-ni			
⑥ 設立目的・経緯	<p>新型コロナが始まって以来、その感染症対策にまつわり化学物質過敏症やその他の理由で学校に登校出来ない児童が増えている。しかし平塚市内には低学年の子ども達のフリースクールがないため、学校外での多様な学びを希望する親子を対象としたアウトドアイベントを開催した。そのことがきっかけとなり、子ども達がどれだけ自然の中での遊びや、人との触れ合いを求めているのかを痛感し、笑顔で過ごせる環境（居場所）を整えるために試行錯誤しながら開催を継続した。我々は子ども達が安心して出来る居場所作りとその学びや活動の支援を目的として当会を設立した。</p> <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p> <p>≪目的≫ ・子どもたちがありのままの自分でいられる居場所作り。（本来の自分を取り戻し、自由に遊び活動できる） ・自然体験を軸とした五感を育む多様な学びを通して、豊かな人間関係を作る。 ・親子共に安心して楽しく学べる場とする。（保護者同士の交流や親子カウンセリングなど、安心して活動出来る。）</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>≪2021年8月より≫ お話し会、子ども達のアウトドアイベント（各月1開催） 農業体験（月4回） 地域や行政との相談、星槎大学での体験入学、ホームスクーラー親子交流会（月1回）</p> <p>≪2022年1月より≫ 上記の活動に追加して教育専門家による学習指導を実施（月2回） （育児相談・ソーシャルスキルトレーニング・カウンセリングを含む）</p> <p>親子ヨガ体験（月1回） 親子米粉パン教室（月1回CafeMamesuke） 同店舗にて手芸など創作活動（月2回） 子どもマルシェ開催準備。読み聞かせや屋外遊び等、平塚市びわ青少年の家で自然体験活動（年4回）、有機農家での援農及び食育、自然保護活動として湘南1000年の森倶楽部の植樹に参加（不定期）</p> <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
⑨ 令和5年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会員数	個人＝ 15 人 (うち平塚市民 11 人) 団体＝ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	<p>※⑪活動体制については、個人情報のため非公表としています。</p>		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

## 2 補助申請の内容

① 事業名	フリースクールを検討している子どもたちの居場所作りとその活動のサポート
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) <input checked="" type="radio"/> 入門コース      ・      発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 <b>9 万円</b> (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

## 3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>現在、化学物質過敏や感覚過敏のある子ども達がいる状況で、様々な事情で不登校になり、社会から置き去りになる親子がいます。このような親子が、明るい未来になるために、保護者と共に子どもの健やかな成長を見守り、地域・学校・行政と連携し、安心できる居場所作りを提供することを目指しています。また、その子ども達に自然体験活動を中心にした多様な学び場を提供することで、子ども達の成長を支援していきます。さらに保護者同士の交流などの支援を行い、親子が共に成長し広く社会に貢献できるようなコミュニティ作りを目指しています。</p> <p>「なぜ、この事業を実施したいのか？」  「どんな課題を改善したいのか？」  「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」  などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。</p> <p>多様性が求められる時代に一人一人の違いを認め、受け止められる場として  ○自主性を尊重しながら、様々な体験を提供し、ひとり一人の個性と長所、そして生きる力を伸ばす。  ○多様な体験を通して、夢中になれるタネを見つけ、好奇心の芽を伸ばして、大きな花を咲かせる子どもの心の可能性を伸ばす。  ○育児のお話会やおとな勉強会にて、専門家の話を聞き、子育てにとどまらず私たち自身の人間力も高める。  ○『もゆらに=母結楽に』... お母さん達が楽しく縁を結び育み、繋いでいくコミュニティを目指す。  (孤独や育児不安にならずに、親子で楽しみながら参加出来る)</p>
---------	---

<p>② 事業の内容</p> <p>○の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>(1) 子ども達の物作り体験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもマルシェ準備のため親子パン教室、手芸クラフト作成</li> <li>・コラージュなど作品作り</li> </ul> <p>(2) 季節のイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ青少年の家や七国荘で季節ごとの体験イベントを開催</li> <li>・みかん狩りや稲刈りなど、農業体験。</li> </ul> <p>(3) おとな・こどもの勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクールの先生による子どもの学習指導</li> <li>・おとなの育児相談や家族カウンセリング</li> </ul>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>(1) <u>子ども達の物作り体験 (参加人数10人見込)</u></p> <p>日程：毎週水曜日 場所：CafeMamesuke 市内公民館 他 内容 ○ 米粉をつかったパン・お菓子等の手作り体験 ○ シュシュ・バック・お人形作りなどのクラフト作品作り</p> <p>(2) <u>季節のイベント (参加人数 おとな10人 子ども15人 見込)</u></p> <p>日程：春・夏・秋・冬の季節で年4回 場所：平塚市びわ青少年の家・七国荘 内容：自然体験活動や、楽器演奏、食事作り、スポーツなどを取り入れた季節ごとのイベントを開催する。</p> <p>(3) <u>おとな・こどもの勉強会 (参加人数おとな10人子ども10人 見込)</u></p> <p>日程：2023年9月以降 場所：市内公民館 (現在予約待ち) 内容：大人の育児相談や子どもの学習支援</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象(受益者や地域)にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>○子ども達が安心して様々な活動や学びの体験が出来るようになる。</p> <p>○自然体験や様々な活動を通して、心身ともに健やかに成長することが期待される。更に実際の日常生活に適用できる能力を身に付けることができる。</p> <p>○子ども達同士だけではなく様々な分野の方々との触れ合いを通して社会性を身に付けることができる。(地域の賛同者の見守りと協力により、安心して社会参加ができる心の下地が培われる。)</p> <p>○夢中になれることが見つかったり、成功体験を得ることは子どもたちの自信となり、心の安定に繋がる。また、異年齢との交流によりお互いの違いを認め、助け合い育み合う優しさが培われる場となる。</p> <p>○同じ問題意識を共有する保護者が一緒に集える場、共に子育てのヒントを得ながら話し合える場があるということは、大きな安心感に繋がり自信をもって子育てに励むことができる。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>星槎大学 CafeMamesuke 整体院すいっち 親の会パレット ひろばの会 タネと水を守る県央市民の会 ぼんぼこファーム 生活クラブ神奈川 (ひらつか西海岸デポー) 湘南1000年の森倶楽部</p>

第4号様式(第10条関係)

収支予算書

		具体的な内容(積算根拠等)			
項目	事業費				
補助金	90,000円	平塚市市民活動推進補助金			
参加費	49,000円	500円×10人=5,000円 季節イベント5,000円X4回=20,000円 諸活動参加費2,000円X12か月=24,000円			
寄付	0円				
事業収益	8,000円	こどもマルシェ			
団体会員の会費	6,000円	団体会員年会費の一部を事業費に充当			
収入合計	153,000円	入門コース:対象経費	153,000円	補助金の申請限度額 100,000円	
		具体的内容(積算根拠等)			
項目	事業費	うち対象経費	うち補助金		
消耗品費	20,000円	20,000円	12,000円	A4用紙×2=2,000円 印刷用インク代×2=8,000円 文具等10,000円 (不足分は会費負担)	
講師謝金	35,000円	35,000円	17,500円	子ども達の教育に関する講演会の講師への謝金15,000円 子供マルシェ指導の謝金20,000円(1,000円×20回) (各1/2分は会費負担)	
その他の謝礼	10,000円	10,000円	0円	謝礼は会の負担	
印刷費	16,000円	16,000円	10,000円	チラシの印刷代3,000円X5回=15,000円 会議等資料のコピー代10円X100回=1,000円 (不足分は会費負担)	
保険料	12,000円	12,000円	12,000円	講師・参加者の保険料(イベント保険、ボランティア保険等)	
材料費	48,000円	48,000円	38,500円	不足分は参加費から充当(手芸作品用に布、綿、糸35,000円。工作材料費5,000円。米粉など調味料8,000円)	
会場費	12,000円	12,000円	0円	1,000円/月X12か月=12,000円 (会費負担)	
支出合計	153,000円	153,000円	90,000円		

## サードプレイスもゆらに 会 則

### 第1条 名 称

本会は、サードプレイスもゆらにと称する。（令和3年8月設立。）

### 第2条 事務局所在地

本会の事務所は、平塚市 として。

### 第3条 目 的

本会は、様々な事情を抱える子どもたちの健康と学びの支援に関する活動を行い、子ども達の健やかな育ちに貢献することを目的とする。

### 第4条 事 業

事業は下記について実施する。

- 1 育児相談
- 2 学びの支援
- 3 居場所作り

### 第5条 運 営

平塚市内で活動する一般市民が中心となり、必要に応じて、会員が集まり会の運営を行う。地域・学校・行政と連携し安心できる居場所作りを目指します。

### 第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている団体や個人とする。
- 2 事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。
- 3 年会費1,000円とする。

### 第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

### 第8条 退 会

退会を希望する会員は、代表に届出をする。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

### 第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

### 第10条 役員構成

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 会 計 1名（副会長が兼任できる）
- 監 事 1名



第11条 役員の選任

役員（代表、副代表）は会員の互選で選任する。

第12条 役員の職務及び任期

- 1 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 会の構成及び議決について

- 1 本会の会議は総会、役員会及び定例会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。
- 2 議決権は一人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

（附則）

本会則は令和3年8月1日から実施する。

団体決算書 (サーブドプレイスもゆらに) 令和3年4月~令和4年3月

		事業費	具体的な内容
○ 収 入	項目	円	
	補助金		
	参加費	12,600 円	アウトドアイベント2回 600円X21家族=12,600円
	寄付	17,600 円	
	事業収益 団体会 員の会費	円	
収入合計	30,200 円		
○ 支 出	項目	事業費	具体的な内容
	消耗品費	11,000 円	資料のコピー代3,000円 印刷用インク代8,000円
	材料費	15,000 円	アウトドアイベント用材料費
	その他	4,200 円	他地区のフリースクールの見学参加費
		円	
		円	
		円	
支出合計	30,200 円		

団体予算書（サードブレイスもゆらに）令和4年4月～令和5年3月

		具体的な内容	
項目	事業費		
①	補助金	0	円
収	参加費	43,800	円
	寄付	38,500	円
入	事業収益		円
	団体会員の 会費	7,000	円
	収入合計	89,300	円
		具体的な内容	
①	項目	事業費	
	消耗品費	10,000	円
	物品購入費	4,000	円
	講師謝金	20,000	円
	会場費	10,000	円
	印刷費	15,000	円
	材料費	18,800	円
	その他の謝礼	9,500	円
	予備費	2,000	円
	支出合計	89,300	円
		具体的な内容	
		A4用紙×2=2,000円、印刷用インク代×2=8,000円	
		会の印鑑購入	
		作品作りの指導謝金	
		子供マルシェの準備会場費	
		チラシの印刷代3,000円X5回=15,000円	
		作品作りのための材料費	
		講師への謝礼	
		事業予備費	

受付番号	発展コース1
受付月日	令和5年1月23日

2023年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) エヌピーオーハウジンシエンノマナビヤ			
	NPO 法人しえんのまナビ舎			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	高梨 聡美			
④ 設立年月	2017年 11月 (法人格取得年月 2019年 12月)			
⑤ ホームページ	<a href="https://sienmanabiya.jimdofree.com">https://sienmanabiya.jimdofree.com</a>			
⑥ 設立目的・経緯	<p>神奈川県では、インクルーシブ教育がスタートしているが、その中で困っている子ども達、保護者、教育者、支援者などがたくさんいる。本会は、様々な特性をもつ子どもの支援のあり方を皆で学び、語り合う場として発足した。</p> <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p> <p>法人としては、課題をもつ子どもの支援者や保護者に対して、子どもそれぞれに合った支援のヒントを提供する活動に関する事業を行い、また、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的としている。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p> <p>① 毎週土曜日にハッピーサロンを開催して、発達特性のある子どもの保護者、支援者、教育者のコミュニティになっている。</p> <p>② 2017年度から1か月に1度のペースで学習会や講演会を開催している。1回の学習会や講演会の参加者は、20名～40名になっている。</p> <p>③ 毎月第2土曜日には、子ども達の仕事体験として、宮松町自治会とコラボして回覧板をセッティング、ポスティング、掲示板の貼り替えを行っている。また、年間3回カフェ定員の体験も行った。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	(コロナ) 第4次緊急応援助成	2021年1月	50,000円	事業運営経費
	平塚市民活動推進補助金	2021年4月	100,000円	入門コース
	平塚市民活動推進補助金	2022年4月	200,000円	発展コース
⑨ 令和5年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	生活クラブインクルーシブ助成	2023年4月	50,000円	子ども自立支援助成金 申請予定

⑩ 会員数	個人= 55 人 (うち平塚市民 45 人) 団体= 1 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	<p>※⑪活動体制については、個人情報のため非公表としています。</p>		
<p>活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。</p>			

## 2 補助申請の内容

① 事業名	手から手へ優しさと温かさを広げる和やかな支援
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。 入門コース ・ <u>発展コース</u> )
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 17万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

## 3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>令和4年度は、支援者や特性のある生徒達に学びの場を提供してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生徒たちの自立に向けた活動。(お仕事体験、制作、調理など)</li> <li>② セルフケア、傾聴などの大切さを伝える。(はっぴーサロン)</li> <li>③ 支援者が講演会で学ぶ。</li> </ul> <p>令和5年度は、その学びを広げる活動を展開していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① マインドフルネスを支援の場で活用</li> <li>② ハンドセラピーを使った傾聴と心の手当</li> <li>③ セルフケアの大切さを多くの方に伝える</li> </ul> <p>今までは、しえんのまなび舎のスタッフが多くの支援者を癒す活動を行ってきたが、これからは、しえんのまなび舎のスタッフだけでなく、多くの支援者が自分たちの学んだことを活動場で実践していく。そのことで、心和やかな場作りができると思う。</p> <p>昨今、虐待などが世間で騒がれているが、和やかな場、心の居場所を作ること、このような社会課題も解決していくように思う。</p>
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

<p>① 事業の内容</p> <p>○の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>① まちなかベースきちきち（ウエルカフェ）で、しえんのまなび舎のスタッフがマインドフルネス、ハンドセラピーやフットマッサージ、アロママッサージなどを実際に支援者に施して、気持ち良さ、癒されることを体感してもらう。その際に相手の話を傾聴することが大切なことも体験で感じてもらう。</p> <p>② セルフケアの大切さや実際のマインドフルネスとハンドセラピーのセミナーを開催する。</p> <p>③ 実際に支援者（保護者、介護者）にそれぞれの場で、実践してもらう。</p> <p>④ 実践したことのふり返しなどを行い、上手くいかない所について一緒に考える。実際に、スタッフがその現場に行き、一緒に取り組んでみる。</p> <p>⑤ 互いにハンドセラピーをするなど、活動が広がるような工夫をする。</p>
<p>② 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>1, 「はっぴーサロン」や「まなび&amp;カフェ」ので懇談会や交流会 相談会の中で</p> <p>ハンドセラピー、フットマッサージ体験 マインドフルネスの体験 セルフケア・聴く力セミナー</p> <p>第3土曜日 10時～16時 まちなかベースきちきち 第4土曜日 10時～12時 ウエルカフェ（ウエルシア四之宮店）</p> <p>2, 講演会やセミナーの開催</p> <p>平塚市民活動センターで より深くセルフケアの大切さを学べるように専門家の講演会を開催する。</p> <p>3, ハンドセラピー、マインドフルネスを広げる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はっぴーサロンの利用者に伝える。</li> <li>・それぞれの支援の場で活用して行ってほしいので、いろいろな支援団体に伝える。</li> </ul>
<p>4 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>「けがをしたら、手当をする」手には、身体や心を癒すパワーがある。現在、コロナ渦で人に触れたり、近づいたりすることがタブーとされてきた。しかし、赤ちゃんをあやす時には、温かい肌で触れることで、赤ちゃんは安心するように、言葉では伝わらない思いも手を通して伝えることができる。互いの手が触れることで、良い関係が築かれる。ハンドセラピーではこのような効果が期待できる。</p> <p>また、マインドフルネスは、呼吸法でイライラする気持ちを落ち着けたり、一つのことに集中できたりするメソッドである。</p> <p>難しい子育てや辛い介護の場面で、支援者が良い支援をするためには、和やかな気持ちを保つことが大切だと思う。</p> <p>支援の場で、ハンドセラピーとマインドフルネスを広げていくことで互いの自尊感情が高まることが期待できる。</p>
<p>③ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>一般社団法人ペガサス平塚センター まちなかベースきちきち ウエルシアカフェ ウエルネス神奈川 ひばり野の仲間たち こまきファーム</p>

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

項目		金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 収入	補助金	170,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
	会員会費	20,000 円	年会費より負担		
	研修費個人負担	30,000 円	6,000 円×5人		
		円			
		円			
	収入合計	220,000 円	発展コース：対象経費 220,000 円×80%=176,000 円	補助金の申請限度額 170,000 円	
② 支出	項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
	印刷代	15,000 円	15,000 円	6,000 円	チラシ制作委託 10,000 円 資料印刷代 5,000 円
	会場費	60,000 円	60,000 円	60,000 円	5,000 円×12か月（まちなかベースきさきち 1 日使用料）
	講師謝礼	60,000 円	60,000 円	60,000 円	30,000 円×2回（マインド・フルネス・ハート・セラピーなどのセラゲアに関する講師謝礼）
	セルフケアのための材料費	30,000 円	30,000 円	14,000 円	ハンドクarium 1,500 円×15本 アロマとオイル 7,500 円
	研修費	55,000 円	55,000 円	30,000 円	スタッフのセルフケア研修費 11,000 円×5人
		円	円	円	
		円	円	円	
	支出合計	220,000 円	220,000 円	170,000 円	※ 備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目に記載してください。

※ 収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。

※ 収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 しえんのまなび舎という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、課題をもつ子どもの支援者や保護者に対して、子どもそれぞれに合った支援のヒントを提供する活動に関する事業を行い、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 子育て懇談会事業
  - ② 支援のヒントを学ぶ、学習会・講演会事業
  - ③ 自立支援にむけての相談事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが



できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 役員を選任等に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 入会金及び会費に関する事項

(3) 長期借入金に関する事項

(4) 事務局の組織等に関する事項

(5) その他この法人の運営に関する重要事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高 梨 聡 美
副理事長	竹 永 裕 子
理事	濱 田 麻 紀
同	府 川 文 子
同	青 木 由 紀
同	宮 原 花 奈
監事	松 原 規 子
同	浮 田 明 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	3,000 円	団体	5,000 円以上
賛助会員	個人	1 口	1,000 円 (1 口以上)	
	団体	1 口	3,000 円以上 (1 口以上)	

これは、当法人の定款である。  
神奈川県平塚市四之宮 2 丁目 24 番 17 号  
NPO 法人 しえんのまなび舎  
理事 高 梨 聡 美

## 活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 しえんのまなび舎

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b> 1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益 ..... 3. 受取助成金等 受取民間助成金 ..... 4. 事業収益 懇談会事業収益 学習会・講演会事業収益 相談事業 自立支援事業 5. その他収益 受取利息 雑収益 ..... 経常収益計	53,000 5,000 11,520 100,000 64,700 36,300	58,000 11,520 100,000 83,000 252,520
<b>II 経常費用</b> 1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 活動費 人件費計 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 諸謝金 印刷製本費 消耗品費 減価償却費 支払利息 生徒報酬 その他経費計 事業費計 2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 研修会参加費 人件費計 (2) その他経費 会議費 印刷製本費 備品費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	105,522 5,000 5,900 119,800 37,520 12,725 15,000 3,000 8,105	105,522 195,945 3,000 301,467



通信費 その他経 その他経費計 管理費計	430 15,000		26,535
経常費用計			328,002
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益 .....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損 .....			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			-75,502
当期正味財産増減額			76,469
前期繰越正味財産額			987
次期繰越正味財産額			

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄付金(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

2022年度 予 算 (案)

NPO法人しえんのまなび舎

1 収入の部 —— 385,987円

単位:円

項 目	予 算 額	摘 要
前年度繰越金	987	
正会員会費	53,000	3,000円×16人 団体5,000円
賛助会員会費	5,000	1,000円×5人
寄付金	10,000	
助成金	200,000	平塚市市民活動推進補助金
事業収益金	42,000	
講演会収益金	75,000	
合 計	385,987	

2 支出の部 —— 385,987円

項 目	内 容	予 算 額	摘 要
①事業費	会場費	60,000	講演会場・きちきち使用料
	交通費	10,000	旅費 駐車場
	講師謝礼諸費	110,000	講師謝礼
	印刷製本費	30,000	動画編集 広告等
	活動費	120,000	回覧板報酬 活動用教材等
	消耗品費	10,000	用紙 インク代
	その他	18,987	
②管理費	会議費	20,000	zoom使用料等
	研修費	5,000	スタッフ研修会参加費
	通信費	2,000	切手 ハガキ
合 計		385,987	

受付番号	発展コース2
受付月日	令和5年1月23日

令和5年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ママギュット			
	ママぎゅっと			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	宇佐美陽子			
④ 設立年月	2018年	9月	(法人格取得年月)	年 月)
⑤ ホームページ	http://mamagyuuutto.wixsite.com/mama			
⑥ 設立目的・経緯	<p>平塚市民団体「ママぎゅっと」は平塚のママ達によるママ達のための、新しい「出会い」と「つながり」をサポートし、共助により自分らしく輝ける地域の未来を作ること</p> <p>を目的とした団体。子育てママの交流の場作り、地域の人材発掘と魅力発信、女性の自立、防災、女性特有のデリケートなテーマの勉強会などを目的にコミュニケーション講師、お弁当詰めインスタグラマー、アロマセラピスト、ライターなど地元のママ講師を中心に2018年9月発足。</p> <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>2021年 毎月最終水曜日16時～20時ママのための晩御飯会「シェアディナー」実施(毎回40食～80食程度平塚市内在住の親子と共に提供)</p> <p>2020年 ママを救うスクール「ママスク」実施(ママのためのデリケートな話題、お金、体、心について学ぶスクール。全6会開催)</p> <p>2019年、2018年 ママぎゅっとフェス等イベント開催(きいろいおうち、市民活動センター、ららぽーと湘南平塚等で魅力あるママのスキルを集めた親子向けのかわいいがいっぱいのフェス)</p> <p>2022年 ひらつかママ1000人アンケート実施(621名回答)、ママレポート作成</p> <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	平塚市市民活動推進補助金事業入門コース	2020年3月	100,000円	ママスク運営事業のための助成
	平塚市市民活動推進補助金事業発展コース	2022年3月	280,000円	ママレポート作成事業のための助成
⑨ 令和5年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑥ 会員数	個人＝ 7 人 (うち平塚市民 7 人) 団体＝ 1 団体		
⑥ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※⑪活動体制については、個人情報のため非公表としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

## 2 補助申請の内容

① 事業名	平塚子育てポータルサイト「söpöひらつか」作成
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース ・ <b>発展コース</b>
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 20 万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

## 3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>◎ 情報マッチングによる健康家族経営ができる子育ての街づくり 2022年に行った「ひらつかママ1000人アンケート」を実施した際、「子育てのための身近な地域情報をもっと手軽に欲しい」という声が多く、現在の平塚市の子育て情報発信に課題があることを感じた。また、平塚市で子育てを行うことの楽しさや意義を共有するオープンな場が必要と感じ、子育ての情報を発信したい団体や個人と子育て中のママパパの気軽な情報収集の場として平塚の子育て情報が集まったポータルサイトを作成する。ポータルサイトの内容には、平塚がいかにも、心身だけではなく、社会的な健康を促進できる子育てができる街であるかの情報(イベント、子連れスポット、お店、子育てインタビュー、占いなど)、また、行政情報、医療情報、商業情報、子育てコミュニティ情報を発信し、情報発信者と子育て世代が繋がることで、クローズドになりがちな子育てをオープンにしていく取り組みを行う。</p> <p>◎ ママパパの発信力を鍛える ポータルサイトの運営には平塚市在住のパパママに関わってもらい、平塚の魅力を子育て目線で発信することのできる人材を増やしていく。発信力を鍛える過程でも交流の場を設けることで同じ平塚市に住む子育て仲間のコミュニティづくりを促進し、定住促進を行う。 また、平塚市に興味を持つ親子に向けて、平塚の魅力を発信し、移住促進を行う。さらにママパパが発信力を鍛えることで、自分の特技で起業した時のスキルとしても役立ててもらおう。</p>
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

<p>② 事業の内容</p> <p>②の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>① 子育てポータルサイト『söpöひらつか』の作成 子育てをする上で必要な地域の情報を集めたポータルサイト作成。söpö(そぼ)とはフィンランド語で「かわいい」の意味があり、これまでママぎゅっとが大事にしていたコンセプトを元に健康的な子育て(心、身体、社会的な居場所)を促進する情報アップのために、情報を発信したい方々(地域子育て情報、店舗や子育て一歩など)の情報収集と、R4年度に実施したアンケート結果をもとに必要とされている情報を掲載していく。また情報の中には「ママパパ目線」での記事を作成し、掲載する。また、サイト構築を行うのも平塚市在住のママパパで担当できる方を募集し、ポータルサイト作成のプロセスでも新しい出会いと繋がり場づくりを実践する</p> <p>② ママパパ記者コミュニティの継続と新しいママ記者養成講座の実施 令和4年度に活動したママ記者にも継続してポータルサイト記事作成に参加してもらい、新しいママパパ記者の育成を行う。また、地元紙の記者、ライター、などから発信するための視点や注意点を学び、より良い情報の取り扱いについて学ぶ機会を作る。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>4月～5月 ママ記者募集、面談、選定 6月 全体ミーティング(サイト内容ミーティング) 7月 ママ記者養成講座実施、 8月～9月取材、編集、サイト構築、広報チーム発足 10月～12月 ママぎゅっとフェス、取材記事校正、ポータルサイトアップ準備 1月 ポータルサイトオープン 2月～3月 ポータルサイト周知</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象(受益者や地域)にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>1. söpöひらつかポータルサイトを制作する過程で、参加、協力のママパパと地域や子育てサービスを実施している企業などが繋がることができ子育てをする上での家族以外のパートナーが見つかる。 2. 情報のマッチングにより、知りたいことにアクセスするスピードが上がって、自分がしたい子育てを実現することができて、平塚市での子育ての満足度が上がる。 3. ママパパ記者の育成により発信力を鍛えることで、ママパパ目線で平塚を魅力的に発信できる人が増える。またネット上で発信する際の注意点などを学ぶことで、自分の子どもに対しても適切なITリテラシー教育ができ、SNSトラブル等を減らす一助になる。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>タウンニュース平塚版 湘南ジャーナル FM湘南ナパサ 平塚市協働推進課/健康課/こども家庭課/商業観光課 NPO法人湘南サポートセンター 街中ベースキチキチ その他平塚市で事業を営む経営者、小規模事業者、平塚市商工会、NPO法人未来経験プロジェクト 他</p>

第4号様式(第10条関係)

収支予算書

項目		事業費	具体的な内容(積算根拠等)	
補助金		200,000円	平塚市市民活動推進補助金	
団体予算		50,000円	団体予算	
収入				
収入合計		250,000円	250,000円 × 80%	= 200,000円 補助金の申請限度額 200,000円
支出				
項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容(積算根拠等)
ママ記者謝礼費	60,000円	60,000円	60,000円	取材、執筆、調査まとめ費、交通費込み20,000円/1人×3名
デザイン費	20,000円	20,000円	20,000円	サイトデザイン費
サイト構築費	110,000円	110,000円	60,000円	ポータルサイト構築費(SE)
雑費	5,000円	5,000円	5,000円	取材用文房具、コピー代、郵送料、他資料代等
ママ記者養成講座講師費	40,000円	40,000円	40,000円	全2回の指導、添削費1回(1時間程度)あたり謝金20,000円×2回
広報費	15,000円	15,000円	15,000円	インスタ広告
支出合計	250,000円	250,000円	200,000円	



第 13 条(パートナー会員)この会の趣旨に賛同するものをパートナー会員とする。規約は別途定める

第 14 条(設立年月日)この団体は 2018 年 9 月 29 日設立である

付 則

1、この会則は、2018 年 10 月 1 日から施行する



## 令和3年度 ママぎゅっと収支決算書

	項目	金額	備考
収入	寄付金	0	
	チラシ、HP支援金	0	
	起業支援金	0	
	イベント参加費	13,500	夏休み工作支援イベント
	補助金	0	
	前年度繰越金	80,594	
	収入合計	94,094	

	項目	金額	備考
支出	印刷費		
	雑費	9,790	イベント装飾等
	外部委託費	8,400	チラシ制作等
	活動支援費	0	
	通信費	0	
	新聞図書費	2,200	
	会議費	7,601	
	交通費	0	
	支出合計	27,991	
差額収支合計(次年度へ繰越)			¥66,103

## 令和4年度 ママぎゅっと収支予算書

	項目	金額	備考
収入	市民活動推進補助金	280,000	ママ1000人アンケート ママレポート
	イベント参加費	15,000	夏休み工作支援 1,500円/1人(10人分)
	ママ起業支援費	10,000	10,000円 /1人
	寄付金	40,000	5,000円/1人(8人分)
	前年度繰越金	66,103	
	収入合計	411,103	

	項目	金額	備考
支出	ママ記者謝礼費	100,000	20,000円/1人 (5人分)
	紙面デザイン費	40,000	20,000円/1人 (2人分)
	印刷費	65,000	アンケート募集 3,000部 ママレポート10,000部
	雑費1(補助金事業に関わる)	5,000	
	ママ記者養成講座講師費	40,000	20,000円/1人 (2人分)
	紙面デザイン養成講座講師費	40,000	20,000円/1人 (2人分)
	広報費	30,000	インスタ広告等
	外部委託費	10,000	イベント告知チラシ作成費
	雑費2(補助金事業以外)	20,000	
	会議費	10,000	
	支出合計	360,000	
差額収支合計			¥51,103